

東久留米市教育委員会 殿

学校名 東久留米市立第二小学校

校長名 井上 淳

令和6年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第20条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

個々の困難の状態の改善を図り、障害に対する自己理解と在籍学級への適応を促し、退出を目指す。

- (1) 自立を目指し、学校生活に必要な知識・技能・態度や習慣を身に付けさせる。
- (2) 個々のつまずきや課題について改善の仕方を身に付けさせ、自信を高めることで、情緒の安定を図る。
- (3) 障害等から生じる教科学習へのつまずきや苦手意識への改善、克服につながる支援を行い、学習への意欲を高める。
- (4) コミュニケーション能力の育成を図り、在籍学級での適応を進める。
- (5) 感覚統合や環境把握の能力の育成を図る。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 一人一人の障害及び発達の状態、特性を把握し、個に応じた指導の目標や手だてを明確にし、学級担任と連携して指導を進めるため、学校生活支援シートを活用するとともに、連携型個別指導計画を作成し指導の充実を図る。
- (2) 自立活動を通して、学校生活及び学習に対する自信と意欲の向上を図る。
- (3) 障害や特性から生じる学校生活や学習活動への困難を把握し、その特性に応じた指導を工夫することで改善を行い、在籍学級への適応を目指す。

3 指導の重点

- (1) 自分の気持ちや行動の調整、適切な表現の仕方を学ぶことを通して、情緒の安定を図る。
- (2) 自他の違いを知り、受容できるよう自己理解を進める。さらに、対人関係において、気持ちや考えを円滑に伝達し合うコミュニケーション能力を身に付けさせる。
- (3) 日常生活や学習活動に必要な基本的な態度及び、ソーシャルスキルの習得を図る。
- (4) 言語や数量・空間・時間等の概念形成や認知機能の向上を図り、学習理解や日常生活において、指示理解をすすめ、在籍学級への適応を目指す。
- (5) 教師の指示やルールに従い、活動する経験を通して、自分の体や気持ちに意識を向けさせ、自分の体の動きや感情の変化を調整する力を身に付けさせる。

4 その他の配慮事項

- (1) 児童の障害や特性等、様々な実態を考慮して通室時間を決定する。
- (2) 気持ちや考えを適切に表現するスキルを習得できるように、児童の実態に合わせて小集団メンバーの編成をしたり、段階的に内容を工夫したりする。
- (3) 年度途中の退出が見込める児童には、在籍学級での支援を確認し、通室の時間を段階的に減らしながら不安なく退出できるようにする。
- (4) 特別支援コーディネーターを中心に、巡回相談心理士やスクールカウンセラー、特別支援教室専門員との連携を密にし、指導体制の工夫・改善に努める。
- (5) 在籍学級や家庭・専門機関との連携を密にし、指導効果を高める。
- (6) 在籍学級担任と連携して、連携型個別指導計画を適宜検討しながら、計画的で効果的な指導を目指す。